

水戸市規則第22号

水戸市温泉法施行細則を次のように定める。

令和4年3月23日

水戸市長 高橋 靖

水戸市温泉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(温泉の利用の許可の申請)

第2条 省令第7条第1項の申請書は、温泉利用許可申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、省令第7条第2項に定める書類のほか、浴室、浴槽及び飲用設備の図面を添付しなければならない。

(許可証等の交付)

第3条 市長は、法第15条第1項の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に温泉利用許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、法第15条第1項の許可をしないときは、温泉利用不許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第4条 法第15条第1項の許可を受けた者（以下「利用許可を受けた者」という。）は、許可証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、温泉利用許可証再交付申請書（様式第4号）によりその再交付を申請することができる。

2 許可証を破損し、又は汚損した利用許可を受けた者が前項の規定による申請をする場合には、当該許可証を添付しなければならない。

3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた利用許可を受けた者は、当該紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(地位の承継等の承認の申請等)

第5条 省令第8条第1項の申請書は、温泉利用許可地位承継承認申請書（合併・分割）（様式第5号）とする。

2 省令第9条第1項の申請書は、温泉利用許可地位承継承認申請書（相続）（様式第6号）とする。

3 市長は、法第16条第1項又は第17条第1項の承認をしたときは、当該承認に係る申請をした者に温泉利用許可地位承継承認通知書（様式第7号）を交付するものとする。

(変更等の届出)

第6条 利用許可を受けた者は、温泉利用許可申請書に記載した事項又は温泉利用許可地位承継承認申請書（合併・分割）若しくは温泉利用許可地位承継承認申請書（相続）に記載した事項の変更（浴槽数及び飲用設備に係る変更を除く。）をしたときは、当該変

更をした日から起算して14日以内に、温泉利用許可申請書等記載事項変更届（様式第8号）に当該変更の内容を明らかにした書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 利用許可を受けた者は、当該許可に係る温泉の利用を廃止したときは、当該廃止した日から起算して14日以内に、温泉利用廃止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（温泉の成分等の掲示の届出）

第7条 省令第11条の届出書は、温泉成分等掲示（掲示内容変更）届出書（様式第10号）とする。

- 2 前項の届出書には、法第18条第2項の規定により行った温泉成分分析の結果が分かるものの写しを添付しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

温泉利用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

温泉の利用の許可を受けたいので、温泉法施行規則第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 浴用又は飲用の別
浴用 ・ 飲用

2 温泉の湧出地

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
(1) 場 所
(2) 名 称

4 温泉の温度及び成分
(1) 温 度
(2) 成 分

5 温泉の成分の分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号
(1) 名 称
(2) 登録番号

6 添付書類
(1) 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
(2) 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために市長が必要と認める書類
(3) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
(4) 浴室、浴槽及び飲用設備の図面

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

温泉利用許可証

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用について、温泉法第15条第1項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 温泉利用施設の所在地
- 2 温泉利用施設の名称
- 3 浴用又は飲用の別
- 4 温泉の湧出地
- 5 許可の条件

温泉利用不許可通知書

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用について、下記のとおり温泉の成分が衛生上有害であると認めたので、温泉法第15条第4項において準用する同法第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 温泉利用施設の所在地
- 2 温泉利用施設の名称
- 3 不許可の理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。）を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

温泉利用許可証再交付申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

温泉利用許可証の再交付を受けたいので、水戸市温泉法施行細則第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 温泉利用施設の所在地
- 2 温泉利用施設の名称
- 3 再交付の理由（該当するものを○で囲むこと。）
破損 ・ 汚損 ・ 紛失
- 4 添付書類
破損又は汚損の場合は、当該破損又は汚損をした温泉利用許可証

様式第5号（第5条関係）

温泉利用許可地位承継承認申請書（合併・分割）

年 月 日

水戸市長 様

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
連絡先

（合併・分割）による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第8条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 承継者

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 名 称
- (3) 代表者の氏名

2 温泉法第15条第1項の許可を受けた日 年 月 日

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

- (1) 場 所
- (2) 名 称

4 合併又は分割の予定日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

備考 申請者は、現に許可を受けている合併により消滅する法人又は分割前の法人とする。

様式第6号（第5条関係）

温泉利用許可地位承継承認申請書（相続）

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名
被相続人との続柄
連 絡 先

相続による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、温泉法施行規則第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 被相続人の氏名及び住所

- (1) 氏 名
- (2) 住 所

2 温泉法第15条第1項の許可を受けた日 年 月 日

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

- (1) 場 所
- (2) 名 称

4 相続開始の日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

温泉利用許可地位承継承認通知書

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継について、下記のとおり承認したので、水戸市温泉法施行細則第5条第3項の規定により通知します。

記

- 1 温泉利用施設の所在地
- 2 温泉利用施設の名称
- 3 浴用又は飲用の別
- 4 温泉の湧出地

様式第8号（第6条関係）

温泉利用許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

温泉利用許可申請書・温泉利用許可地位承継承認申請書（相続・合併・分割）の記載事項を変更したので、水戸市温泉法施行細則第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 温泉利用施設の所在地

2 温泉利用施設の名称

3 浴用又は飲用の別
浴用 ・ 飲用

4 許可年月日及び許可番号

(1) 許可年月日 年 月 日

(2) 許可番号 第 号

5 変更事項

6 変更年月日 年 月 日

7 添付書類

変更の内容を明らかにした書類

温泉利用廃止届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

温泉の利用を廃止したので、水戸市温泉法施行細則第6条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

1 温泉利用施設の所在地

2 温泉利用施設の名称

3 浴用又は飲用の別
浴用 ・ 飲用

4 許可年月日及び許可番号

(1) 許可年月日 年 月 日

(2) 許可番号 第 号

5 廃止年月日 年 月 日

6 添付書類

温泉利用許可証

様式第10号（第7条関係）

温泉成分等揭示（揭示内容変更）届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
連絡先

温泉の成分等について、（揭示・揭示内容を変更）したいので、温泉法第18条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 源泉名
- 2 温泉の泉質
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
 - (1) 場 所
 - (2) 名 称
- 4 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 5 温泉の成分
- 6 温泉の成分の分析年月日 年 月 日
- 7 登録分析機関の名称及び登録番号
 - (1) 名 称
 - (2) 登録番号
- 8 浴用又は飲用の禁忌症
 - (1) 浴 用
 - (2) 飲 用

9 浴用又は飲用の方法及び注意

(1) 浴 用

ア 方 法

イ 注 意

(2) 飲 用

ア 方 法

イ 注 意

10 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は，その旨及びその理由

11 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は，その旨及びその理由

12 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は，その旨(ろ過を実施している場合は，その旨を含む。)及びその理由

13 温泉に入浴剤(着色し，着香し，又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし，入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え，又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は，当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

(1) 入浴剤の使用 有 ・ 無

ア 入浴剤の名称

イ 入浴剤を使用する理由

(2) 消毒の実施 有 ・ 無

ア 消毒の方法

イ 消毒を実施する理由

14 添付書類

温泉法第18条第2項に規定する温泉成分分析の結果が分かるものの写し